

一九二〇年代の蘇州における租佃關係

——南京國民政府の成立と地主經營——

夏 井 春 喜

一 はじめに

一九二〇年代は中國近代史の中でも激動の時代であつた。五四運動以後の中國ナショナリズムの高揚は國共合作、國民革命、そして北伐を経て蔣介石の南京國民政府を成立させた。しかし、それ以後南京國民政府は一九二七年の國共分裂、新舊諸階層の間の深刻な對立と日本の侵略の下で、國家建設を行わなければならなかつた。

この激動の一九二〇年の國民革命時期の農民運動、南京國民政權の農村政策について、近年新しい見方が出てきている。農民運動については、農村の階級構成・階級對立及び國民黨・共產黨の政策・指導という革命史の視角からではなく、農民を取り巻く社會關係とその變化という比較的長期の流れの中で位置附ける研究が行われ、南京國民政府の農業政策についても個々の政策の實證を通して、一定の限界性を持ちつつも近代の合理性を有するものであったと評價するものが現れてきている。⁽²⁾

中國の農村社會は、都市に比べて社會關係の變化が緩やかであり、地域によって極めて多様であり、一地域を以て全體とすることはできない。一口に江南と言っても、麥租の有無だけでも蘇州の租佃關係と無錫・常熟という鄰接する縣のそれとは同一視することはできない。一九二〇年代の農村社會において國民革命・南京國民政府の政治的影響が如何なる

意味を持つのかを考察するにも、各時代の典型的事例を研究することも必要ではあるが、まず一つの地域における比較的長期にわたる連続性の中で位置附けることが重要と思われる。

本小論は、蘇州における太平天国前から土地改革に至る、近代全體の租佃關係の實態とその變化を考察する試みの一環として、一九二〇年代の狀況と國民革命・南京國民政府の成立の與えた影響を見ようとするものである。資料は日本に所藏されている租棧簿冊と『申報』・『民國日報』の新聞資料に基づいており、考察對象は收租をめぐる問題に限定しており、その他の商品生産、農村の政治的状況には觸れていない。また、地域も蘇州（現在の蘇州市區と吳縣）にほぼ限定している。

二 一九二〇年代前半の蘇州の租佃關係

一九一一年一〇月一〇日の辛亥革命は、二千年來の皇帝支配を打ち倒し、中華民國という近代國家を設立した。蘇州においても、政治的混亂の中で佃戸の抗租風潮が高まり、地主・租棧の收租は困難な状況に陥った。しかし、革命時の一時的混亂を経た民國初期には、むしろ地主の經營は安定するようになった。その要因には次の二つがあったと思われる。

一つは、辛亥革命時の「租糧併徵」の中で、租棧の同業組合としての田業會が實質的組織として機能し、それ以後次第に強化され、縣政府に強力に働き掛けて自らの利益追求活動を行い、地主―佃戸關係を地主優位の中で一定安定させることができたことである。二つめは、地主の税負擔が清末に比べて實質的に低下したことである。これには二つの部分があった。第一は、税そのものが減ぜられたのである。一九一二年に中華民國が成立したことに伴い、曆が太陰曆から太陽曆に變更され、それまでであった地丁銀の間加徴が廢止された。更に民國一〇年に浙江省に續いて、漕糧の一部減税が行われた。これによって蘇州では約五%の減税が行われたと思われる。第二は、地丁・漕糧の税の折價と租米の折價との差益が大きくなったことである。民國二年に漕糧折價が一石〓五元に固定され、附加税・預借等があったが地主の税負擔は大き

く増大することはなかった。一方租米の折價は米價の騰貴に伴って上昇し、租米に占める税負擔の割合は急速に低下したのである。地主經營において税負擔は最大の支出であり、租米折價と税の折價との差益の擴大は地主經營の安定に大きく寄與することになったのである。⁽³⁾

こうした辛亥革命後から一九一〇年代の蘇州の地主―佃戸關係の狀況は、一九二〇年代に入っても實質的に變化がなく、むしろより強まっていた。辛亥革命の時に、「蘇城の田業會は元々各租棧の少數の夥友と田販蛄蟻が組織したもので、その主旨は農佃から重徴し、田租を多く取ることにあり、少しも社會的性質がない」と非難された田業會は、一九一〇年代後半には、商會・農會・教育會等の法團と後に述べるようにほぼ同等的社會的地位を獲得した。地主の同業團體は蘇州のみならず、一九一〇、二〇年代には江南各地に廣まっていた。吳江縣では、辛亥革命後のさほど遠くない時期に田業會が作られ、「押佃公所」を設けた追租が行われていた。⁽⁵⁾ 崑山縣でも「崑山全縣の各地主は田業公會を組織し、縣に對して追租委員を派遣して追租局を設立するよう呈請した。委員は警察署員が充てられ、賃金は各地主に割り當てられる。佃戸の欠租の事があると、該局から直接審理して追租して渡す」とある。⁽⁶⁾ 常熟では納税人公會が作られ丁祖蔭が會長となり、例えば一九二六年の秋季會議では、①秋勘の要請、②多漕徵收期日の延期、③追租方法、④「各業戸に折租の折價は最高時價を上回らないように勸告し、被災した區域では格外に減讓して農民の困難を恤むよう要請する」等が議決されている。⁽⁷⁾ 詳しい實態は不明であるが、江陰縣にも田業公會があり、⁽⁸⁾ 崇明縣の田業會は「設立されて多年を経ており、毎年定期大會を開いていた。⁽⁹⁾ 太倉縣にも田業集議所という田業會と同性質と思われるものがあつた。⁽¹⁰⁾ 無錫縣では城内の租棧に當たる各倉廳が折價を決め、縣に追租を要請しており、田業會のような組織はなかったが、一九二五年冬に「邑紳楊幹卿・華西岳・孫如山等が、近頃業主の收租に便利なように、蘇州・常熟各縣の方法を倣つて田業公會を設立しようとし、…各縣の田業公會に手紙を送り、章程と參觀を招致し、並びに本邑の各倉廳の同意を集めて、期日を定めて成立大會を開催しようとした」とあるが、⁽¹¹⁾ 成立したかどうかは不明である。松江縣では、辛亥革命後に田業會が作られたが、これ

に對抗して佃戸會が作られ、結局兩會とも取り消され、以後田業會はなく、折價や減免は縣款產處、教育局、各善堂と各紳士が協議して決定することになっている。このように、一九一〇年代から一九二〇年代に江南の各縣で地主の同業組合として、田業（公）會が作られていったが、そのモデルとなり、かつ最も大きな影響力をもったのが蘇州の田業會であった。

蘇州の田業會の會長は一九一〇年代の後半から十數年間丁懷榮が務めた。丁懷榮は字春之（椿之、春芝等で資料に表れることがある）、前清の秀才で、「地方ノ紳士トシテ名アリ」と尤先甲、潘祖謙とともに蘇州の名士であった。⁽¹³⁾ 彼は道光一八一年に設立された蘇州懸橋巷にある丁氏濟陽義莊の責任者であり、彼自身も地主であった。⁽¹⁴⁾ 丁懷榮會長の下で、田業會は辛亥革命時期のような蘇州城内の郷紳間の對立を克服し、租棧地主の利益團體として蘇州の地方行政において重きを持っていた。毎年秋に定期の會議を開き、その年の田租の徵收率や折價を定め、地方官廳に對して納租のために蘇州城内にやってくる佃戸及び收租のために四郷へ行く租船の保護や釐卡で課税されなかったための護照の發行、欠租した佃戸への追租を請願するなど收租に関わることで、租棧地主の同業團體として意志を統一し、官廳への請願・交渉の窓口として活動した。官廳との關係で田業會が大きな影響を持ったのは、田賦徵收においてであった。蘇州の田賦は次のような方法で決定される。風水害や蟲害によって田禾が被害を受けると、佃戸はその稻を持って、官廳あるいは租棧に報告する。これが「報荒」と呼ばれるものである。田禾の作柄がそのままその年の田租の徵收率に直結するからである。佃戸の報告を受けて、田業會は官廳と協議し、在地にいる催甲あるいは經造に、郷董と共に各地の田地の狀況を調査し「荒冊」を作成させる。「荒冊」は官廳から田業會に届けられ、田業會あるいは善堂・主要租棧が司賬を派遣し再調査を行い、それに基づいて知縣、各善堂、田業會等の郷紳と省から派遣された「秋勘委員」が會議してその年の田賦の徵收率が決められ、省に上呈される。財政難の中で徵收率を上げたい省と蘇州の官廳・郷紳との間で何度か協議が行われて、その年の徵收率が最終的に決定される。⁽¹⁵⁾ 田租の徵收率も催甲・司賬等の調査を基に田業會の會議で決定される。このように蘇州の最も主要な稅收源

である田賦の作柄調査、徴收率の決定に田業會は深く關與し、官廳は田賦の徴收手續を田業會に依存せざるを得なくなつていたといえる。⁽¹⁶⁾ 漕糧折價はその後に米價が高騰したにも拘らず、民國初年に定められた一石〓五元に固定されており、常時財政難に陥っていた省政府は、利子付きでその年の漕糧を前借りする「借漕」、さらに一九二四年の江浙戰爭以降からは次の年の田賦を預徴する措置が取られたが、これらの措置も田業會を中心とする郷紳の協力が不可欠であった。例えば一九二二年の借漕では、十五萬三千元の借漕を省から求められた吳縣知事の郭曾基は、「各市郷の董事及び東西山行政員、本縣の徴糧員に對して全體が積極的に進行するように通令を出し、並びに田業會に各租棧に方法を講じて勸告指導して、集まり易いようにして欲しいとの手紙を出した」と、田業會を通じて各租棧への勸諭を行っている。⁽¹⁷⁾ 一九二五年の預徴では省から一石に付き一・五元の預徴が示されたが、田業會は各法團を集めて會議し、反對の電報を打つと共に、孔昭晉・吳蔭培等四人を代表に選り、無錫で常州等七縣の紳士と會合し、省との協議を行つて、民國一三年分の預借五角を控除した實預徴一元で決着している。⁽¹⁸⁾ 縣が行う附加税においても同様で、地方の公費を決める財政會議に田業會は他の法團、善堂、市郷董事、省議員等と共に參加しており、一九二二年の民國一一年分の忙漕一畝に付き一角七分を加徴する案は田業會の反對で纏まらず、協議の結果、原案の一角七分の加徴は議決されたが、田業會の要求で田業會三名、士紳二名、三法團各一名、郷董三名からなる縣財政審查會が作られている。⁽¹⁹⁾ 一九二四年には縣議會、總商會、教育會、縣農會、縣田業會、市郷田業會等である財政委員會が作られて縣財政について審議している。⁽²⁰⁾ こうした田賦徴收・地方財政への關わりが、「地方經費は各縣が自ら調達しなければならず、端境期の夏秋の期間に、教育經費と警餉は皆時期通り支給しなければならず、そこで田糧を預借することが殆ど慣例となつた。實際上預借の田糧は月毎に八厘の利子が付き、豫め先に控除され、借款は納糧の時に相殺し、地主にとって有利であつた。しかし地方の官吏は地主と結託しようとし、地主は少なからぬ便宜を得ることができた。これが封建制度下の田租の搾取を合法化した」という借漕の例が示すように、⁽²¹⁾ 地方政府をして租棧地主の利益の下に置かせたのである。その他平糶や螟蟲驅除等の事業にも田業會は關與している。⁽²²⁾

一九二〇年代に入って蘇州の田業會にも新しい動きがあった。一つは蘇州城内の租棧紳士を中心とする田業會とは別に市郷田業會が設立されたことである。一九二一年秋に「吳縣は光復して以後田業會の創設があり、およそ借債加税等の事に關しては、該會から縣署と協議した。近頃某董が（田業）總會を補佐して一切の田業に關する事柄を處理するに便利なように四郷田業會を組織することを發起し」、二百人程度の會員を得て翌年三月末に市郷田業會の成立大會が開催され、嚴良燦が會長、陶維坻が評議長に選ばれている。⁽²³⁾⁽²⁴⁾市郷田業會は、城内の田業會と行動を共にすることが多かったが、決して「總會を補佐する分會」として成立したのではないと思われる。⁽²⁵⁾以前の辛亥革命の時期にも田業會主導の租糧併徵方式に各郷の地主から城内の一局に統一することへの不満が出されていた。⁽²⁵⁾『民國日報』には、「吳縣二十八市郷の業田の各戸は、吳縣田業會が成立して以來、僅かに少數の人の利用に供されただけで、毫も成績をあげておらず、このため毎年收租の時期になると、各租棧の米額の折價が不一致であり、佃戸がこれに納租するにも一定の計畫がないことに鑑みて、ここに吳縣公民の袁兆生等が、縣屬の二十八市郷の業田各戸を連合して、吳縣市郷田業會を組織し、田業を整頓し、農民を保護することを發起した」⁽²⁶⁾とあり、市郷田業會の設立はこうした各郷地主の蘇州城内の郷紳主導の田業會への不満があったと思われる。

辛亥革命前の宣統元年に長洲縣東北部の湘城地方で大規模な抗租が起こったが、これは「湘城鎮の鎮董姚文潞、即ち姚伺鶴が田の稻が少し蟲害を受けたのを見て、『貼荒徵熟』（後に出てくる『剔荒徵熟』と同じく被災の田は免除し、實った田から徵收することと思われる）を唱え、農民を慫慂して群を組んで報荒させ、報費を受け取った。このため影響は各郷に及び、各租棧が発行した租由に對して郷民は皆取合わないようになった」と鎮董姚文潞が報費を受け取り抗租を扇動したと言われた。⁽²⁷⁾後の調査では姚文潞が費用を集めて報荒させた事實はなく、彼に恨みをもつ議員を革職させた俞某の虚偽の上控であったという。⁽²⁸⁾眞相は不明であるが、俞某の上控文に庠生で後に湘城の商團部長となる謝池春、宣統三年に行われた選舉で相城市の議員となった馬培訓が加わっていることから、湘城鎮内の勢力争いが關係しているようである。⁽²⁹⁾もう一つ考え

られるのは城郷の紳士間の矛盾である。『相城小志』に次のような姚文潞傳がある。「姚文潞、字は詞鶴、渡船頭の人。長洲縣の庠生である（卷五の科擧によると光緒三年）。かつて青浦縣の幕友となり、歸ってから西十八都の區董事となった。丁未（光緒三十三年＝一九〇七年）吳中は大飢饉となり、吾郷の災害が最も重かった。これより先、災害があれば均しく普く徴收するよう主張されていたが、文潞は『剔荒徵熟』の議を主張してこれを上呈し、大府は許可して行われた。戊戌以後、平糶を歴辦し自治を籌辦し、相城市籌備所所長に委任された。宣統辛亥の年に相城市公所が成立すると、選ばれて董事會總董となった。癸丑（民國二年）改選において再任された。學校六か所を創設し、公益慈善の事を順次に舉行した。清末に各市郷が合作して互助することがなく、いつも蘇州城市の側にやられるのを嘆いて、長洲・元和の市郷の諸君と相い約して官太尉の袁氏に集まり會を開き章程の草案を作り、文潞が會長に推された。これが吳縣市郷公會の始まりである。豐備義倉は江蘇督撫が創設した飢饉に備える倉で、長洲・元和・吳縣全體の款産であったが、蘇州一市がこれを奪い所有しようとした。文潞と市郷の同人は極力争って、久しくしてやっと縣議會を通過させることができた。年五十九で歿した。文潞は地方の事を取りしきること二十餘年、善を勧め惡を懲らしめ、私怨もなければ私徳もなく、郷民はこれを読⁽³⁰⁾えた」。これによると姚文潞は湘城鎮の董事として長年地方行政に携わり、その中で官廳と繋がりを持ち蘇州の政治に大きな影響力を持った蘇州城内の郷紳と對抗して、郊外の市郷の利害を主張した人物である。「剔荒徵熟」は姚文潞の主張であり、宣統元年の「報荒」に一定姚文潞が関わった可能性もあるが、彼が報荒の首謀者の「劣董」とされた背景には城内と市郷の地主の矛盾があったことも考えられる。太平天国後の清代後半にも、「蘇紳公呈」や永昌徐氏批判に見られるような城居と郷居の對立があったが、清末・民國以降は地方自治の進展の中で、城郷の矛盾が解消された譯でなく、それぞれ別個の組織を作って對抗・協調するようになっていく。姚文潞の傳にある市郷公會の成立、豐備義倉の歸屬争いなどがそうであり、市郷田業會の成立もこの文脈の中で考えることができると思われる。影響力の點では蘇州城内の郷紳の田業會に劣るにせよ、郊外の市郷の地主が自己の利害を主張する組織を持つようになったのである。

一九二〇年代の田業會をめぐる變化の第二點は、同じ一九二二年に田業銀行が設立されたことである。吳縣田業銀行は、一九二二年八月末に設立された不動産投資のための專業銀行で、「先に設立した田地房產租務代理處がさぶる顧客の信任を得て、委託の戸が極めて大勢押しかけた」といわれ租棧のような收租の代理も營業の一つであり、後に債券の賣買の代理も行った。設立當初から蘇州銀行公會の潘子起（志清）が總理を務め、潘志詢（侶虞）が董事長であつたが、民國二四年に董事長の潘志詢が病氣のため、長い閒田業會の會長を務めた丁懷榮（字春之）が代つて董事長に就任している。⁽³²⁾創立會の式に「尤（先甲）・潘（祖謙）・張の三人の會長」が開會の主旨を述べていること、また田業會會長の丁懷榮が二代目の理事長に就任していることなどをみると、田業銀行は田業會とかなり密接な繋がりを有していたと思われる。蘇州は「存款碼頭」といわれ、田租收入等で得た資金を無錫等への投資を行う資金調達地となっており、田業銀行は田業會に参加する蘇州鄉紳の不動産投資、收租業務、さらに無錫等の資本投資の銀行として設立されたと思われる。

一九一〇年代から二〇年代の租棧簿冊における收租率・欠租率及び經營狀況を見ると、二〇年代前半が最も地主にとつて安定した狀況であつたと思われる。これは前稿で指摘したように減賦と地丁・漕糧と租米の折價の格差の擴大による税負擔の軽減と共に、田業會主導の強力な收租體制の成立によるものであつた。一九一九年から一九二六年までの佃戸の抗租と地主の對應について見てみたい。一九一九年夏に梅雨の長雨のため「農民が續々と報荒を申請することが、日に數十件にもなり」⁽³⁵⁾、これを受けて田業會が作柄調査を行った。「横涇西郷の田畝は本年夏に梅雨に苦しめられたが、豐作不作はまちまちであつた。今完租の時期になつたが、豐作の各佃戸もまた水没を口實にし、また莠民が中から扇動して免租を要求した。このため採蓮橋以東、塘橋以南の黃蘆・渡村一帯では殆どの家も觀望している。現在各租棧はすでに首謀者の十餘戸を縣に送り處罰している」⁽³⁶⁾と舊吳縣の横涇地方の一部で被災を口實にした減租要求があり、租棧が欠租の佃戸を縣に送り處罰している。吳江縣の震澤では客民による抗租事件が起きている。⁽³⁷⁾一九二〇年は蟲災が発生し、鄉民が續々と縣に報荒した。舊長洲縣の東橋では、各圖の鄉民が數百人集まり減租を要求した。これに對して縣が警察を派遣して鄉民

を拘束しようとしたため、警察署を打壊す大規模な鬧荒が発生した。溫知事は孔昭晉等郷紳と協議し、「莠民」の集合場所の陳經廟を封鎖するなどの對策を採った。減租の問題では田業會は「該處の租米は依然として動かせない」と縣に詰問し、縣は軍隊を派遣し武力彈壓し、郷民四名が死亡し、首謀者八名が逮捕された。⁽³⁸⁾一九二二年も水害のため各地で報荒があり、「蘇城田業會は前に縣署から送られた荒冊を受け、委員を派遣して再調査を行った後、次のように議定した。一粒も收穫のないもの、收穫が一、二、三割のものは一律に免除する。四割から六割のものは實地調査した割合に應じて完租する。この外の高下の田地は普く減免を與える。飛限に完租するものは、限減一斗と被災の重たいものは災讓二斗五升、次のものは二斗、軽いものは一斗五升である。並びに各佃戸が被災の状況を隨時各租棧に報告し、酌量して減租することを許す。昨日すでに書類を作成して、布告して周知させるよう縣署に送った」⁽³⁹⁾と被災の段階に應じた減免を布告している。崑山・常熟では鬧荒が発生しているが、⁽⁴⁰⁾蘇州では起こっていないようである。一九二三年は長雨のために報荒があったが平穩であった。一九二五年三月に催甲をめぐる二つの事件があった。一つは蘇城盤門外の催甲が郷民から納入を委託された租金を着服し、地主がその佃戸を官廳に拘禁しようとしたため、その家のものが數人と約して催甲を詰問し、催甲の家の門を少し壊した事件である。催甲は田業公會に郷民に租金二千餘元を掠奪されたと訴え、田業會は直ちに縣に通知し、兵士六名が武器を携帯して捜査し六名を逮捕した。⁽⁴¹⁾もう一件は、尹山郷の催甲莫浩揚が彼に恨みを抱く佃戸李竹卿・朱金和に前年十二月に租金を奪われるという事件が起こり、各租棧は「租風」⁽⁴²⁾に關わると何度も協議し、委員を派遣して實地調査して事實と認定し、三月に縣に報告して犯人を逮捕したものである。同年十一月、角直・陳墓・車坊郷では蟲災のため不作であったが、鄰接する崑山縣において「一概租糧が豁免されたと聞いて」、角直上二五都一五圖の一部の農民が抗租を唱え、陳墓・車坊の農民と約定して同時に蜂起しようとして、一八日に百餘人で角直沈店橋の催甲潘朋齋等三家を焼き打ち（牛車柵を燃やしただけ）したが、直ちに彈壓された。被害程度も少なかったため「縣署と田業會はこの事件に對して均しく和平解決を主張し、すべての郷農の事を起こして牛小屋を焼いた事は一概に追及せず、一方で各該處

の田地において減租あるいは豁免を確定するのに便利のように、荒歉が結局の所どの程度なのかを改めて調査し、郷農に恨みの言をなさせないようにさせるべきとした」という和平解決が圖られた。⁽⁴³⁾松江縣の五庫郷では「一種の契合」した田租の不納が行われ、⁽⁴⁴⁾崑山縣蓬閭郷では郷公所の焼き打ち、富家の掠奪、吃大户という大規模な抗租が発生している。⁽⁴⁵⁾

一九一七年の大規模な鬧荒以後、蘇州では大規模な抗租は起こっておらず、抗租暴動と言えるのは一九二〇年の東橋と一九二五年の角直の二例だけである。この時期の抗租及び佃戸の要求と地主の對應を見ると次の點が特徴となると思われる。第一は佃戸と地主の紛争は災害時の減免を巡ってであり、このため風水害・虫害に見舞われると佃戸はすぐに報荒を行い、田業會も催甲、司賑を派遣して實地調査を行い、詳細な減免を決定し、佃戸の抗租の口實を得させないようにしている。第二は、佃戸の抗租の對象が催甲あるいは郷公所、董事に向けられていることである。地主の城居化に伴い、在地において小作地・佃戸を管理する催甲の果たす役割が高まり、租棧の地主に代って自立化を圖る佃戸を掌握する役割を果たした。蘇州では專業的大催甲が一般的で、在地において一定の影響力を持つ顔役的存在であり、それを利用して蘇州城内の租棧が在地における支配を貫徹すると共に、催甲の郷紳の威光を背景に在地で威を張るといふ側面もあった。彼らは在地における地主の化身であり、日常的に佃戸と接觸し災害時の徴收率の決定その他に大きな影響力を持った。鎮公所の郷董等も同様であった。このため在地における抗租の鋒先は、蘇州城内で奥深く鎮座する租棧の地主ではなく、徴收率決定に直接關與し、地主・縣政府からの催租を實行する催甲や郷董に向けられていたのである。⁽⁴⁶⁾第三に、租棧地主の對應が、極めて組織的、迅速なものであったことである。一九二五年春の二つの催甲に關わる事件や報荒、抗租において、租棧地主が個々に對應するのではなく、田業會を通じて、地方政府を動員した對應になっており、毎年行われる折價、災害時の減免額の會議や官への追租體制の確立を見ると一九二〇年代前半に租棧・官の一體となった組織的收租體制は頂點に達したと思われる。⁽⁴⁷⁾

三 南京國民政府の成立と蘇州農村

一九一〇年代後半から二〇年代前半の租棧地主にとって安定した地主―佃戸關係に變化を生じさせたのが、一九二七年三月下旬の國民革命軍の蘇州占領と南京國民政府の成立であつた。

一九二七年三月二一日國民革命軍二一師（師長嚴重）は蘇州を占領した。蘇州では城東郊外の尹山で戦鬪があり、裏作の麥畑が荒らされたという被害があつたが、ほほ無血入城であつた。國民革命軍の歡迎に五萬人の參加者があり、道尹・舊議會等は接收され、國民革命軍政治部が各界の人士を召集し、臨時行政委員會が組織された。民政長に律師の張一鵬が就任したが、彼は袁世凱政權時代に教育總長、第三代大總統馮國璋の祕書長を歴任し、一九二一年に蘇州に歸り、「地方の重要な事柄、例えば齊（燮元）盧（永祥）の争い、奉軍の南下では、仲仁は先頭にたつて群衆を代表し、軍閥と周旋し、地方の利益を擁護した」といわれる張一鵬の弟であつた。その他の委員には、財政は馮世德、交通は陸鴻儀、實業は汪國庠、公安は章君疇、教育は沈炳魁、公益は蔣靖濤の六人が就任した。張一鵬から汪國庠までの四人は確實に蘇州の郷紳であり、他の三人もその可能性が高いと思われる。彼らは國民革命に同情的な郷紳であるにせよ、これは蘇州では國民革命において大きな政治的混亂や空白がなかつたことを示している。

國民革命軍の江南占領に伴い、各地の農民運動は一時的な高揚を迎えた。國民黨の組織化が比較的早くから行われていた松江では連日民衆大會が開かれ、張葆培の惠農公司の租米を欠租したことで拘留されていた佃戸が解放されて會場に出席し、「張葆培を嚴罰にせよ、農民生活を改善せよ、總理の農工政策を擁護せよ」のスローガンを叫び、デモ行進の途中に張葆培の家に入りこみ、家具等の打壊しが行われた。⁽⁵³⁾さらに「減輕田租、豁免春租」のスローガンが出され、縣黨部において「去年の未收の田租は二五%減免する。その折價は糙米の市價より十分の一安くする。もし確實に被災した狀況があり納租する力がないものは、農民協會或いは當地の黨部の證明により酌減または免除することができ」と決定した。⁽⁵⁴⁾

無錫でも萬安市・洛社等數十郷の農民約五千人が洛社で市民大會を開催し、市公所の接收と孫濟如等四人の處罰を要求した。⁽⁵⁵⁾ 他の市郷でも農民協會が續々と作られ、劣紳への打壊し、處罰要求が黨部に出され、無錫縣政府では人民裁判委員會を組織して土豪劣紳を處置すること、追租局の裁撤などが決められた。⁽⁵⁶⁾ その他の江南諸縣でも農民協會の組織化、舊來の縣や郷の政權の接收、「土豪劣紳」への攻撃、處罰要求が行われ、一部に暴動・人民裁判の様相を呈する所もあった。新聞史料においては蘇州では、松江・無錫のような大規模な農民集會や土劣狩は行われておらず比較的秩序が保たれていたようであるが、閭區・泖涇・唯亭・木瀆・湘城で農民協會が作られ、四月一〇日に吳縣農民協會の籌備委員會が開かれ、農民運動の組織化が進行していた。⁽⁵⁷⁾

こうした國民革命軍の占領を契機とする江南の農民運動の高揚は、四月一二日の蔣介石のクーデターによって僅か半月で潰えてしまう。農民協會は「黨綱に違背し、少數の反黨分子によって操縱把持されていた」⁽⁵⁸⁾として封鎖・解散され、無錫では「妄りに標語を用いることを嚴禁する。非法な集會を嚴禁する」等の八項目の命令が出され、⁽⁵⁹⁾「近頃共產分子が農民を扇動して、抗して租米を納めず、秩序を破壊し、治安を亂そうとしている」と抗租禁止の布告がだされた。⁽⁶⁰⁾各地の黨部も「清黨」のために解散され、新たに清黨委員會による改組が行われた。⁽⁶¹⁾農民協會も新たに農民協會籌備委員會による再建が進められた。この「清黨」で蘇州の黨員七〇五人のうち、「入黨手續が完全合法なものは」僅か四三人であったという記事もある。⁽⁶²⁾「清黨」・農民等民衆の「非法」な運動への彈壓という「右傾」化の中で、「土豪劣紳」とされた舊郷紳の活動も活潑になった。「近頃各縣の同志が續々と電報で告げる所によると、清黨運動發生以來、土豪劣紳は本黨が共產分子を清除したことを、農工政策を放棄したものと考え、この機に乗じて盛んに起こり、事に託けて報復を行い、本黨の忠實な同志に對して共產黨員と誣い、陥れようとしている。一度でももし扶助農工を行えば、即ち共產と指彈する」⁽⁶³⁾という状態が生まれた。國民黨員が襲われたり、「土豪劣紳」が「民意を偽造して革命工作の破壊を行ったり」、農民協會の中に入りこむことも見られた。⁽⁶⁴⁾しかし、一九二八、二九年の調査によると江蘇の國民黨員の約一六〇〇〇名の半數の八〇

○名が教員と學生であり、二九歳以下の青年が三分の二を占めており、蔣介石の施策に反對し、國民黨第一、二全會の精神での國民黨の「回復」を目指す改組派の影響が強かったといわれる。⁽⁶⁵⁾一九二七年末の江南秋收蜂起以前においては、「清黨」過程で排除されてはあったが、共產黨員も一定黨部に残っており、⁽⁶⁶⁾地方黨部、地方政府、郷紳の三者の關係はかなり複雑であった。⁽⁶⁷⁾

一九二七年六月初め、蘇州の臨時行政委員會が解散し、王引才（納善）が吳縣縣長として派遣された。農民協會籌備委員會が作られ、農民協會の組織、農民への宣傳等行われたが、例えば蘇州市郊の葑門區農民協會では清黨と農繁期のため組織工作が停頓し、三十餘村の内十村しか加入していないとあるように、⁽⁶⁸⁾必ずしも順調ではなかった。それでも各地の黨部・農民協會は國民革命の達成のために、共產黨への對抗もあり、「土豪劣紳」の告發と農民の覺醒と救済の策を採ってゆく。吳江縣では震澤鎮の地主の收租と高利貸が告發され、⁽⁶⁹⁾地主が「固有の勢力を維持しようと考え、吳江縣張縣長とグルとなつて」その批准を受けた、田業公會の「變相」である吳江納稅人公會が、吳江縣農協籌備委員會の要請で禁止されている。⁽⁷⁰⁾追租局についても崑山縣では「軍閥時代に當たつては、いつも行政機關が局を設けて追租し、弊害が叢生し、佃農は壓迫を受けて、ただ涙を飲んで我慢するだけであつた」として行政機關による「設局收租」の禁止が出された。⁽⁷¹⁾こうした黨部・農民協會の動きは蘇州の收租體制にも一定の變化をもたらすことになった。

一九二七年の田租の徵收は次の様な形で行われた。「縣政府王引才縣長は、前日（十二）正午に各田業の棧主を召集して租金の減免の方法を討論した。各棧主の多くは出席せず、僅かに張仲仁（一塵）・潘子義（利毅）等二十餘人が列席しただけである。王縣長が主席となり、最近浙江省各縣の地主の收租はすでに原額に照して七五折に減免している。蘇省はまだ明令を奉じていないが、しかしまたこれに倣つて處理すべきである。租米の折價に至つては、刈り取り出回るのを待つて再び討論するよう説明があつた。各棧主は租米の減免はかつてより田業の自主であつて、事は各租棧の收入に關するもので、少數の人で決定できない。このため相互討論の後、田業より會議を召集して精密な討論を行つて、再び方法を決定し

て、縣に返答して裁決を仰ぐ、となった。繼いで王縣長より近日の軍費調達の困難な狀況の報告があり、並びに諸君は同じく國民に屬しており努めて難儀を擔い、極力協力することを望むといい、散會した⁽⁷²⁾。租棧側は多分會議を開き七五折實收は受入れられないとして縣と再協議し、その結果、それまでの限讓に基づき、飛限七五折、初限八折、二限八五折、三限九折の案が纏まって布告された。折價も「從來は各租棧が自ら決めていたが、ばらばら過ぎるので總商會・商民協會から市價の賣値を逐日調査して縣政府に報告させ、市場の糙粳の米價を租米の折價として、それより減ずることは許すが、増加することは許さないと規定した⁽⁷³⁾」。この過程から次の二點が注目される。第一は、縣政府から二五減租を意識した租米減免の提案が租棧になされ、租棧側との協議で田租減免額が決められ、布告という形で出されたことである。飛限七五折は豐作の年としては破格であり、地主が大きく讓歩したことを示している。折價でも同様に租棧の自主ではなく、商會等の市場調査に基づいて縣から規定されたのである。後に省政府から常熟縣と共に吳縣でも、地主が勝手に折價を定めている弊害があり、革除すべきであるとの命令が下されている⁽⁷⁴⁾。一定農民救済の立場からの政府（或いは黨部）の租佃關係への關與が見られるのである。ちなみにこの時の蘇州での二五減租の理解は租額の「七五折實收」であり、租額の最高額が主要作物の三七・五%（江蘇の場合は三分の一あるいは三五%）という規定は一九二七年末の「江蘇省民國十六年度佃農繳租暫行辦法」の施行からである⁽⁷⁵⁾。第二點は、第一點にも拘らず、縣政府として租棧の意向を無視しえず、協議・妥協によって田租徵收が決定されたことである。縣政府として租棧地主の意向を無視しえない理由は、王縣長が言っている如く財政の困難な狀況にあった。革命後も財政難に陥っている蘇州地方政府にとって豊富な資金をもち、田賦徵收に影響力を持っていた租棧の紳士を無視することはできない。一九二七年八月王縣長は水陸警察と軍隊の招待のための經費として、「忙漕を抵當として⁽⁷⁶⁾」田業各租棧から八萬元を利子付きで借り入れるということを行い、約四分の三の六萬一千元を借り入れることができた⁽⁷⁷⁾。無錫でも借漕會議を開き、倉廳・富紳に派して認捐させる外、各鄉市に割り當てるといふ從來の方法が採られている。

一九二七年一月宜興・無錫、更に江陰等で共產黨が農民を率いて暴動を起こす所謂江南秋收蜂起が起った。青浦縣觀音堂鄉、松江縣楓涇鄉でも共產黨の扇動による抗租が發生した。⁽⁷⁸⁾蘇州では直接暴動は起こらなかったが、城内、東橋、澹墅等で「農民の抗租を扇動し、産主を打倒し、土豪劣紳を剷除し、一切の政權を農民革命軍に歸す」という内容の「農民革命軍」のビラが發見され、戒嚴状態となった。⁽⁷⁹⁾一九二七年は江南一帯が例年のない豊作であり、報荒などの佃戸の動きは起こつておらず、共產黨が抗租を扇動して行う秋收蜂起にとっては條件があまり良くない年であつた。それにも拘らず、宜興・無錫の報告が示すように、減租あるいは「耕者有其田」という主張と、地主の家の打壊し、租簿・契據等を焚燒する行動が佃戸たちに受け入れられる素地があつたのである。⁽⁸⁰⁾蘇州でも、「本年各郷の佃戸が欠かした租米は、往年に比較して二倍となつており、特に共產黨の徒が見つかった澹關・金墅・尹山等の所が最も甚だしい」と、全般的に欠租が増加したが、特に共產黨の影響を受けた地方が最もひどかつたという。こうした共產黨の秋收蜂起、その影響を受けた抗租の擴大に對して、政府と國民黨は次のような措置を採つた。共產黨に對しては徹底的に彈壓を加え、共產黨の組織作りを利用された農民協會・黨部等の接收・改組を行い、また民衆運動の停止を命じた。抗租に對しても、例えば蘇州においては各郷の公安分局長が催租委員を兼任して催租を實行すると共に、「もし謠言を聞いて信じ、抗して納租しなければ、反革命行爲である」⁽⁸²⁾との布告を出し、頑佃は縣の公安局に送つて嚴追するという強行措置を行つた。⁽⁸³⁾こうした力による措置を採ると同時に、共產黨の誘惑を受けさせないために、「黨員は農工運動に努力し、特に農工の切實な利益の上に考へ、農工の信頼を獲得」すべきであると、⁽⁸⁴⁾租佃關係に介入し、農民の生活を改善し、覺醒を圖るための行動を起こしていく。これが一九二七年末に施行された「江蘇省民國十六年度佃農繳租暫行辦法」と翌年一月に制定された「江蘇省暫行田租糾紛仲裁條例」及びそれに附隨する種々の措置であつた。

『蘇州文史資料選輯』第五輯所收の「蘇州的地主與農民」によると、「二次革命」の時、地主の彭東蓀が指導部を纂奪したため、あるべき作用を發揮しなかつたが、次の三項目の改革が農民協會の建議で行われた。①田租の徵收費として附

加されていた力米を廢止する、②收租したら別に領收書を發行するか、租由に徴收額を書き領收書とする、③災害の年には、ある地域全體を纏めて減免率を決めるのではなく、個別に實地調査して減免率を決める⁽⁸⁵⁾。第一の力米の廢止は、「江蘇省民國十六年度佃農繳租行辦法」の「小租」等の禁止を受けて、農民協會が全縣で五三萬元にもなる「額外の婪索」であると力米の廢止を要請し、一九二八年七月頃に農礦廳から命令が出て、一九二八年秋の收租から實行され、司賬・催甲に支拂われる手當は租棧の負擔となった⁽⁸⁶⁾。一九二九年九月に、田業公會に改めて禁止の命令が出され、佃戸に對しても「もし租棧が私に脚米を徴收したり、或いは別に名目を立てて租米の他に額外浮收することがあったら、指名告發することを許す」という告示が出されていることをみると、一部に守られないこともあったようである⁽⁸⁷⁾。國會圖書館所藏の「吳貽經棧」の「報銷備查」には、民國一七年から力米が租棧の支出の項目に入っており、力米廢止は租棧簿冊からも確認しうる⁽⁸⁸⁾。江蘇省の「二五減租」では、租米の減免は行われなかったが、佃戸にとってこの力米の廢止が實質的「二五減租」による減租であったといえる。第二の領收書の發行は、一九二八年一月の「江蘇省繳租暫行條例」第十條に「業主は租息を受け取った後、領收書或いはその他のそれに相當する證明を出さなければならない」と明文化されている⁽⁸⁹⁾。第三はそれまでの「剔荒徵熟」をさらに徹底するものと思われ、一九二八年の田業會の會議で「被災の田地は、剔荒徵熟を實行する」と決められていること⁽⁹⁰⁾、東京大學東洋文化研究所藏の「徐永安棧」の一九三一年「荒冊」でかなり詳細な被災面積が調査されていることをみると、やはり一定實行されたと思われる。後に形骸化することがあったにしても、「蘇州的地主與農民」の筆者の言う如くこの三項目の改革が「あるべき作用を發揮しなかった」とは言えないであろう。

この外、追租の問題でも變化があった。この點について、國民革命後の田業會の問題と合せて考えてみたい。蘇州の田業會は、「革命軍が蘇州を鎮定した後は、形無く停頓した⁽⁹²⁾」といわれるが、吳江の納稅人公會（田業公會）のように禁止されたり、活動を停止したわけではなかった。しかし先の一九二七年の田租徴收方法の決定や借漕において有力租棧の郷紳を中心に租棧地主の利害を纏めることが行われていたが、田業會として組織的活動を再開したのは、一九二八年春から

であつたと思われる。田業會は國民革命後の變化に對應して、委員制による改組を模索し、⁽⁹³⁾一九二八年七月末に新たに百餘人の出席で吳縣田業會が組織された。主席は丁懷榮が引續きなり、丁毓青・潘侶虞・陸眞雙等六三名が籌備委員に選ばれた。⁽⁹⁴⁾吳縣田業會が新たに組織されたのは、追租・驗契・力米の廢止、更に收租の徵收率・折價等の問題について對處する必要があつたからである。前述したように一九二七年も革命後も、抗租は反革命とされ、公安局員が催租（追租）委員を兼ね、欠租する頑佃は公安局に拘留して追租することが行われていたが、これは一九二六年以前の追租局の復活を意味するものではなかつた。一九二八年四月に田業會は會議を行い、縣政府に各地の租差を派遣して厳しく催租するよう要請し、⁽⁹⁵⁾縣から租差が派遣された。⁽⁹⁶⁾田業會は更に省農工廳に、「欠租の佃戸に行政官廳が援用する法令がないため、遂に業主の收入に影響を與えている」と追租局のような、行政機關による欠租の佃戸への追租を請願した。⁽⁹⁷⁾これに對して農工廳は、田租問題は田租仲裁條例に基づいて處理し、田租數量に雙方争いなく、單に納入しないものは民事問題なので、司法機關が處理すべきとの回答を與えている。⁽⁹⁸⁾「徐永安棧」簿冊第二冊仁字一六二號佃戸陳世明の民國一六年の欄に「經吳縣黨部農工商運動委員會調停、格外寬讓、七成八折算」とあり、吳縣黨部農工商運動委員會が欠租に對して調停を行っていることが分かる。「江蘇省暫行田租糾紛仲裁條例」が制定されたのは一九二八年一月末であり、それまで一部の縣では獨自に仲裁條例を作り、業佃間の紛争の仲裁を行っており、吳縣の場合は黨部農工商委員會が處理していたことが窺われる。この黨部等による仲裁が租棧地主にとって必ずしも有利でなく、「業主收入に影響を與えている」ことから農工廳への請願になつたと思われる。

一九二八年は風雨と螟蟲による被災が発生し、報荒・抗租が各地で起こつた。田業會は十一月一〇日に會議を開き、開倉日、折價、徵收率、力米の廢止等を決定したが、⁽¹⁰⁰⁾租米の徵收率はその前に鄉政員が租棧の棧友（司賬）と共に現地調査したものに基づいて、縣政府と田業代表が會同・吟味して定められたものであつた。⁽¹⁰¹⁾收租の過程で、尹山郷では鄉政處委員袁樹風が、力米廢止で陋規を失つた棧友が災荒の割合を操作するという舞弊を行わないように租由に「加蓋戮記」する

ことと、被災のひどい田地を更に減免することを縣政府に要請し、縣政府から田業會へ勸導が行われ、田業會は再度會議し決定すると回答している。⁽¹⁰³⁾ 横涇郷の郷政委員俞武功は各租棧が被災の佃戸に格外減讓せず、苛酷に取立て、觀望する佃戸に對して抗租を企んでいると告發する狀況を憂い、田業會に對して各租棧に「被災の農佃に破格の憐れみを垂れ、特別に減租し、無告の農民をして破産の狀態に至らしめないよう轉告する」ように手紙を出した。⁽¹⁰⁴⁾ 一部の例にせよ、縣政府、郷政委員が田業會・租棧の苛酷な收租に對して農民の側に立つて規制しようとする姿勢が見られる。追租の問題でも、彭縣長は租棧の追租局を設けて「比佃追租」してほしいという要請に對して、「深く農佃の困難を知り、追租局については、決して設置せず、代りに催租吏を郷に派遣しても納めようとしないう頑佃を留置し、『毎日員を派遣し講演を行い、頑佃を自ら感化する』ための『勸佃所』を設置しようとした。⁽¹⁰⁵⁾ 吳江縣でも同様な『佃民勸導所』を設置しようとして、省から不許可になっているのが、⁽¹⁰⁶⁾ 一九二九年二月に二度にわたって拘留された佃戸が逃亡する事件が蘇州で起こり、これを傳えた記事の中で、「吳縣公安局の看守所は、欠租の佃戸を拘留し、全部で八百餘人いたが、土地が狭く人が多いために收納することができず、このため太平巷にある以前の工巡捐局の跡地に、臨時勸導所を設立し、全ての拘留されている佃戸八百餘人を、一律に移した。所内に工場を設けて、佃戸に相當の仕事させた。ただ拘留されている佃戸は屢々租米を欠いていたが、犯罪行為はないので、守衛するものは僅かに縣警察隊數名に過ぎなかった」とあるのを見ると、この『勸佃所』は設置されたようであり、⁽¹⁰⁷⁾ 追租でも従來のような田業會の要請による暴力的追租は行われなかったといえる。

一九二九年も螟蟲による被害があり、租棧の知數等と各郷長が調査し、黃蘊深縣長が各郷の郷長、公安・教育・建設局長と田業會代表、地方耆紳を召集して、秋勘の徵收率を六八折（後に省との協議で七六折で決定）としたが、租棧の租米もこれに合わせて六八折を限度とし、この額を越えることはできないとされた。⁽¹⁰⁸⁾ 折價は田業會が會議し一石一〇元五角からとし、一一元を越えてはならず、限は從來の限一〇日を五日に短縮することが決定された。⁽¹⁰⁹⁾ これに對して公民陸炳曾等が、折價が昨年比べて二元も増加していること、限が短縮されていることは、「農民を壓迫し、嚴しく強いて自らを肥

すことを勉(免)れない」として、省民政長に對して縣政府から田業會に改めて折價を決め直し、限を長くする命令を出すよう請願が出された。⁽¹¹⁰⁾ 田業會そのものに對しても、工商農婦青五整理委員會から、田業會は地主の團體で、巧に名目を立てて、農民を壓迫しており、解散すべきであるとの請求が縣黨部に出された。⁽¹¹¹⁾ これで田業會が解散されたり、活動に制限が加えられた形跡はないが、一九三〇年一月の縣政府、縣黨部の談話會で、「縣市が責任を持って田租の額を規定することが議論されていることをみると、田業會が田租の徵收率・折價を決めるという方式に政府・黨部からの批判がかなりあったと思われる。追租では、公安局による欠租の佃戸の拘留は行われたが、租佃問題での紛糾は吳縣田租仲裁會が作られ仲裁が行われた。仲裁會は第二會會議で佃戸に對して「十二月二〇日以前に仲裁會に來て(田租での紛糾等)を報告すること。時期を過ぎて欠租するものは、本會より政府と合同して、原因を究明して仲裁を行う」と布告を行っている。⁽¹¹²⁾ 「徐永安棧」簿冊第一二冊養義二號佃戸沈桂泉の項に「押縣、仲裁、做裁案卅元」という仲裁事例がある。この納租額は限外納入の他の佃戸のより少し低い額である。一九三〇年から仲裁會が廢止され、追租は縣政府が行うようになり、田租處分所が設けられ、費用は縣政府が半分、田業會が半分出したという。⁽¹¹³⁾ この田租處分所で拘留中に佃戸が病死する事件が「徐永安棧」簿冊第一七冊松一〇一號の一九三二年の項目に見られる。催甲が仲立ちとなり棺桶代百元とそれまでの欠租を棒引きすること以示談している。⁽¹¹⁴⁾ 田賦の秋勘業務や地方財政面において田業會に一定依存しなければならぬ縣政府が追租を行うことによって、田業會の意向が追租に反映されるようになっていったと思われるが、蘇州高等法院において、欠租で拘留されている佃戸の食事代は佃戸と地主折半との命令が出されており、⁽¹¹⁵⁾ 必ずしも一九二六年以前の復歸ではなかった。田租の徵收率や折價に對してはこれ以降も縣政府・黨部の關與は續いていく。

四 國民革命後の租棧の經營狀況

前節で述べた國民革命後の南京政府成立以降の蘇州の收租關係における變化が、租棧の地主經營に如何なる影響を與え

たのかを、租棧の簿冊を基に考察してみたい。

一九二〇年代後半から三〇年代にかけての時期の次の六種類の租棧の簿冊が日本において所蔵されている。①國會圖書館「吳貽經棧」、②東京大學東洋文化研究所「徐永安棧」、③東洋文庫「費恭壽棧」、④同「沈守成棧」、⑤一橋大學「彭味初棧」、⑥同「己巳租冊」⁽¹¹⁷⁾。まず一九二七年前後の田租の徴收状況を比較的長く記載している②、③から納租・欠租状況を見てみたい。表一は「徐永安棧」の各字號の納租率・欠租率、表二は「費恭壽棧」駿號の納租率・欠租率を表にしたものである。表一を見ると、字號によってばらつきがあり、例えば仁字のように一九二六年から一九三二年まで殆ど欠租がないものもあるが、全體的には一九二五年をピークとして、一九二七年の南京政權の成立以降納租率は低下傾向が見られる。一九二六年の場合は國民革命の影響というよりは、螟蟲による被災の影響であろう。特に一九二九年の蟲災、一九三一年の揚子江大水害の年には納租率は六〇%、五〇%臺に落ちている。その後少し回復しているが、それでも七〇%臺前半である。欠租率は納租率より南京政權成立以前と以後の變化は明確になっている。一九二六年以前、「徐永安棧」には殆ど欠租は見られなかったが、一九二七年以降次第に増加し、納租率と異なり豐作・不作の關係なく、ほぼ一貫して増加していることが窺われる。これは限内完納、限外完納、全欠、一部欠租の推移を見ても同様である。一九二五年には、五五三件中、完納五四四件（限内三三六、限外二〇八）、欠租九件（全欠七、一部二）と完納が九八%以上を占めていたが、一九二七年には、八四〇件中、完納七四二件（限内六三三、限外一一九）八八・三%、欠租九五件（全欠一九、一部七六）、全免三件となり、一九二九年には、八四九件中、完納七三一件（限内四七一、限外二六〇）八六・一%、欠租一一三件（全欠二五、一部八八）、全免五件、一九三二年には、五六五件中、完納三六一件（限内二六三、限外九八）六三・九%、欠租二〇二件（全欠五九、一部一四三）、全免二件となり、完納者の割合が低下し、逆に欠租者の割合が三分の一を越えるようになっていた。個別の佃戸について見ても、例えば養義字一號佃戸范增喜の場合は次のようになっている。一九二四年—一〇月一九日、一四元、一二〇〇文（限内完納）、二五年—一〇月三日、一八元、一四〇〇文（同）、二六年—一〇月一日、二二元、二二四

表一 「徐永安棧」各號の納租率・欠租率

字號/年	養義		松		義		蔭	
	納租率	欠租率	納租率	欠租率	納租率	欠租率	納租率	欠租率
1923								
1924	79.9	0.0						
1925	80.9	0.0	90.6	0.2	91.1	1.0	90.3	0.6
1926	74.2	0.4	82.1	3.8	82.5	3.2	83.0	1.5
1927	65.9	6.0	76.1	7.5	79.6	4.4	76.5	4.9
1928	63.1	4.8	71.5	4.9	74.8	4.2	69.5	8.0
1929	58.0	6.2	63.5	7.4	67.9	3.5	64.3	6.7
1930	67.9	10.2	76.5	6.0	79.3	6.2	76.2	7.7
1931	49.4	21.3	60.7	11.7	64.0	10.9	55.8	16.6
1932	61.5	23.3	69.1	15.4	70.6	17.0	69.5	16.4
1933	67.1	19.2	75.7	16.3	68.7	23.2	75.7	15.6

壽喜榮		福		仁		全體	
納租率	欠租率	納租率	欠租率	納租率	欠租率	納租率	欠租率
		85.4	0.4			85.4	0.4
		81.1	2.5			80.5	1.3
89.6	0.0	87.6	0.6			88.6	0.4
91.9	1.7	82.0	1.6	76.5	0.4	79.9	1.6
70.2	9.5	78.6	3.4	81.5	0.6	76.5	4.4
65.5	8.2	75.2	4.0	77.5	1.0	72.2	4.5
64.7	3.7	67.5	5.0	62.5	1.4	63.8	4.4
74.0	8.3	79.9	5.3	82.9	1.4	77.9	5.6
54.2	13.7	64.2	10.5	50.0	0.7	55.8	11.1
64.9	21.0	67.5	20.4			67.4	18.8
65.6	27.7	81.8	9.8			73.0	18.2

欠租は被災免除を除いたもの

表二 「費恭壽棧」駿號各字號の納租率・欠租率

字號/年	豐		雲		儀		裕		全體	
	納租率	欠租率	納租率	欠租率	納租率	欠租率	納租率	欠租率	納租率	欠租率
1922	77.4	10.8	74.9	12.4	53.6	39.8	77.8	8.5	70.6	16.6
1927	75.0	4.2	72.9	5.0	51.9	38.4	70.9	9.8	68.5	12.8
1928	77.3	4.7	75.2	5.6	50.4	43.3	67.8	16.8	68.7	15.9
1929	65.6	4.1	54.0	17.6	37.5	47.6	46.9	27.1	50.9	22.4

欠租は被災免除を除いたもの

○文(同)、二七年—多七元、春三元(四元欠租)、二八年—多上欠(前年欠租分)四元(完納)、四元、八六〇〇文、春六元(五元欠租)、二九年—多上欠五元(完納)、新租全欠、三〇年—多二分二六元(欠四元)、三一年—多上欠四元(完納)、一三元(八元欠租)、三二年—上欠五元(三元未納)、七元、三〇〇〇文(九元欠租)、三三年—上欠八元、二八〇〇文(完納)、春四元(一〇元欠租)。勿論、半數程度の佃戸は毎年限内に完納しているが、限内完納↓限外完納↓欠租となっていくものも多く、その場合この范増喜の例のように、一度欠租すると次第に欠租の額が増大していく場合が多い。

表二の「費恭壽棧」の場合は、一九二二年にもかなりの欠租があり、「徐永安棧」のような明確な傾向は見られないが、それでも南京政權成立後の緩やかながら納租率の低下(特に一九二九年には被災があるにせよ五〇%程度に落ちている)、欠租率の上昇が窺われる。①の「吳貽經棧」の納租率は一九二二年八一・三%、二三年八二・六%から、二七年七三・〇%、二八年七二・三%と、約一〇%程度低下している。一年分の納入状況の記載しかない「己巳租冊」の一九二九年を見ると、納租率五一・五%、欠租率二六・一%と「費恭壽棧」と同様の悪い納租状況になっている。「趙守成棧」の一九三一年の場合は、欠租率は三・二%と低いが、納租率は水害の影響を受けて五七・九%に留まっている。このように租棧簿冊の納租率・欠租率を見ると、一九二〇年代前半に約七〇%後半から八〇%臺の高水準を保っていた納租率は一九二七年の南京政權の成立以後次第に低下してゆき、欠租率も上昇し、特に一九三〇年代に入ると揚子江大水害もあり、地主の租米徴収状況は更に悪化したことが窺われる。

以上のような租棧簿冊に見られる南京政權成立後の收租状況は、『申報』・『民國日報』に表れる抗租記事からも確認できる。蔡樹邦氏の『申報』・『新聞報』からの江浙兩省の抗租關係記事の統計からも、江浙に全體において一九二〇年代末に抗租が増加したことが窺われるが、⁽¹¹⁾ここでは各年における蘇州の收租状況と抗租等の記事を見てみたい。一九二七年は宜興・無錫・江陰・松江等の秋收蜂起の影響を受け、蘇州では抗租暴動は起こっていないが、前述のように東橋・澣墅等共產黨のピラ等が見つかった所で欠租が増加したという。一九二八年は風雨と螟蟲で被災があり、横涇・湖蕩一帯で農民

協會を偽つて農民を集めて抗租を鼓吹した陳永志等が公安局に逮捕された⁽¹²⁰⁾。翌年正月には、范氏義莊等三〇餘家の租棧が尹山・車坊・郭巷等の佃戸が不作を口實に團結抗租していると縣に訴えた⁽¹²¹⁾。崑山では農民の大規模な兎租の要請が起き、吳江縣同里では十數圩が連合して減租を求める抗租が起きている⁽¹²²⁾。無錫でも共産黨が抗租を扇動し、鄉村に催租に赴いた租差が共産黨に遭遇してあわやの所で逃げ歸る事件が起こっており、一四の倉廳が縣に佃戸の「觀望」に對して布告を出して曉諭するよう要請している⁽¹²³⁾。一九二九年は蟲災のために蘇州各地で九月の一週間で百數十もの報荒があるという狀況で、一月には蠡墅で百餘人が神廟で集會し、荒熟關係なく一律一畝四元の納入を決め、官が追租すれば一致して抗拒するという議約を結んだ抗租があった⁽¹²⁴⁾。尹山でも連合して一畝四元を各租棧に要求し、受入れなければ一致抗拒すると議定した抗租事件が起き、公安局長自ら説得に赴いている⁽¹²⁵⁾。一月には洞庭西山で千餘人の郷民が租米の豁免を求めて區公所を打壞すという抗租暴動が起きたが、この首謀者は地保であつたという⁽¹²⁶⁾。常州の天寧寺で大規模な抗租があり田租仲裁委員會の仲裁が行われ、吳江縣の同里でも抗租で逮捕者が出ている⁽¹²⁷⁾。一九三〇年は近十年來ないといわれる豐作で、九月末までの報荒期間に一人の報荒者もいなかった⁽¹²⁸⁾。新聞でも抗租記事はない。しかし、表一、表二で見られる欠租の増大は一九二六年以前と對照的である。以上のように、新聞史料においても、一九二七年の南京政權成立後の抗租風潮の高まりと、收租狀況の惡化を確認できる。こうした收租狀況の惡化と抗租風潮の高まりは共産黨等の影響による部分は多少あるにしろ、一九二〇年代前半のような強力な收租體制の崩壊と南京政府の關與による部分も大きかつたと思われる。

次に地主の收支狀況を考えてみたい。南京政權が成立した一九二七年を挟んだ時期の租棧の收支狀況を示す簿冊が「吳貽經棧」と「徐永安棧」にあるが、それを見ると、收租した租米は三つに分けられて支出される。一つは地丁・漕糧・印花稅等の稅負擔である。次に收租額の五%の租棧の手數料である棧費、追租に掛かる差費など收租費用である。残りの部分が地主の取り分となる。一九一〇年代後半から一九二六年まで、蘇州の租棧の收支狀況は、清末から比較すると極めて良好であり、その原因は收租率の上昇と共に稅負擔の割合の減少にあつた。これは前述の如く閩加徵の廢止と一九二一年

の漕糧の減賦という減税によることもあるが、主要な要因は租米折價と地丁・漕糧折價の差益の増大にあった。この時期の支出割合は大體、税負擔が一〇%〜二〇%、收租費用が一〇%程度で、地主の取り分は七〇%から多い場合には八〇%を越えた。徴收率も七〇%から八〇數%と高水準であり、地主の實質取得は清末の一・五倍程度にもなっていた。

南京政權成立後に以上のような支出割合に二つの變化が現れた。第一は、一九二八年から「江蘇二五減租」の施行によって、力米という司賬・催甲の收租手数料が佃戸負擔から地主負擔になったことである。「徐永安棧」の場合一九二七年以前から租棧の支出に力米に當る脚銷があり、變化は見られないが、「吳貽經棧」の場合は一九二八年に新たに支出項目として現れ、租米の約六%を占めている。「徐永安棧」の脚銷も約六%なので、租棧の負擔は一九二八年以降約六%増加したということができよう。第二は、税負擔の割合の増大である。「吳貽經棧」では税負擔の割合は、一九二三、二四年には一〇%餘りに低下していたが、一九二七、二九年には二一%と一〇%程度も上昇した。「徐永安棧」も同様で、一九二五、二六年の一、二、三%が、一九二七年には二七%と倍になっている。この税負擔の割合の上昇は、地丁・漕糧、特に漕糧の折價が一九二七年を境に大幅に引き上げられたことによる。地丁の折價は一九二二年約二・三元、二三年二・六元、二七年二・六元、二八年三・二元、漕糧折價は、二二年五・一七五元、二三年五・二七五元、二七年一〇・八一七五元、二八年一・二一五元と漕糧折價は倍になっている。一九二九年の折價は新聞史料によると地丁下忙五・〇一九二五元、漕糧一〇・〇二五元⁽¹³⁾、三〇年は地丁下忙三・一九二五元（上忙は三・九二五元、合計七・一一四七五元）、漕糧一・二一五元となっている。租米の折價は、一九二二年六・六元、二三年七元、二七年八・三元、二八年八・四元、二九年一〇・三元、三〇年八・七元程度であるので、一九二〇年代前半の二二年、二三年には租米折價が漕糧折價より高かったものが、一九二七年以降は二九年がほぼ同じであるのを除いて逆に漕糧折價の方が高くなっている。これが租棧地主の税負擔の増大をもたらしたのである。

直隸派・張宗昌の奉系・孫傳芳と續く軍閥時代、息借・預徵等田賦からの收奪が行われたが、租棧簿冊や新聞史料から

見られるように、蘇州の田賦負擔は南京政權成立を境にして遙かに重くなったのである。一九二八年から田賦は地方税に移管され、地方の種々の行政・事業費を田賦に求めざるを得なかった。例えば、一九三〇年の蘇州の漕糧は、正税三元、省税一元、縣稅一元、徵收費〇・二二五元、加徵漕折（一九二七年から折價加徵）二元、地方補助費一元、縣公安費〇・七元、保衛團費〇・五元、教育畝捐一・三元、農業改良畝捐〇・二四元、地方補助畝捐一・一五元で、地丁下忙にも浚淤費（吳淞河の浚淤費）、公安費、建築道路畝捐が附加されている。⁽¹³⁾ こうした地方財政の田賦依存の狀況が、「江蘇二五減租」が骨抜きになったことに分かるように、地方政府をして次第に納稅者としての租棧鄉紳・田業會の利害を考慮せざるを得なくさせる側面は否定できないが、軍閥時代とは異なる面をも有していたと思われる。軍閥時代米價の上昇にも拘らず一石〓五元と固定されたことで分かるように、收奪は一定程度租棧の地主を對象とするものではなかったと思われる。しかし、南京政權の場合、教育・治安・農業・道路等の地方近代化のための建設を行うが、その財源として究極的には自耕農・佃戸に轉嫁されるとしても、とりあえず租棧の地主の負擔に求めた。その意味で一九二〇年代末の南京國民政府下の地方政府は、租棧地主の利害が反映しにくい政權であったといえる。次に、「糧は租より出づ」、「抗租は反革命」と田賦徵收のために積極的に租佃關係に政府が關與していくが、そこには前述の如く地主の横暴を押さえ、農民を救済・覺醒させ、租佃關係を安定させようとする地方政府・黨部の意向が明確に讀み取られるのである。

五 おわりに

一九二七年春の國民革命の成果としての南京國民政府の成立は、太平天国の支配、辛亥革命に次ぐ、蘇州の租佃關係における第三回目の轉機となった。辛亥革命を契機に田業會という租棧地主の同業組合が實質的に機能し、次第に強化され、田賦徵收を通じて地方政府に影響を与え、官・地主一體となった強力な收租體制を作りあげ、田賦の實質的減税を通じて一九一〇年代末から二〇年代前半にかけて、蘇州の租棧地主の經營は安定した狀況になった。

一九二七年の國民革命の結果としての南京國民政府の成立は、その過程で大きな混亂がなかったにせよ、蘇州の租棧地主の支配に大きな變化をもたらした。地方政府・黨部は清黨・改組の中で「革命」性が失われ、租棧地主と妥協していく側面は存在するが、一貫して租佃關係へ積極的に關與する志向が見られる。その關與のスタンスは、特に一九二〇年代末においては、軍閥政權時代のような租棧地主の意向を反映したものではなく、地主・佃戸から距離をおいたというより、むしろ土豪劣紳、地主に虐げられた農民の救済・覺醒というものであった。税負擔においても、近代化のための建設費を田賦から、とりあえずは地主負擔に求めていた。この結果、官・地主一體の強力な收租體制が崩れ、共產黨等の影響もあり抗租風潮が一九二七年以降高まり、收租狀況は惡化した。支出においても力米という催甲・司賬の收租手數料が佃戸負擔から地主負擔となり、地方の治安・建設のために税負擔も大幅に増大し、地主經營は次第に惡くなったのである。一九三一年の長江大水害以降は農業恐慌の下で農村危機が叫ばれ、さらに一九三七年末から日本軍の占領と續ぎ、地主經營は一層の惡化に陥ると思われるが、これは次の課題としたい。

本小論で殘された課題は多いが、最大のものは資料的限界もあり、蘇州郷紳と軍閥時代にせよ、南京國民政府時代にせよ、地方政府・黨部との關係が具體的に明らかにできなかったことである。蘇州の田業會が城内と市郷に分かれたことでも分かるように、蘇州の郷紳内に黨派・派閥があり、それぞれがどの様なものであり、相互協力・對立をおこなったのか。地方政府・地方黨部が如何なる人々で構成され、如何なる政策を行っており、彼らが蘇州の郷紳と具體的にどのような關係を持っていたのかを、個人レベルまで明らかにする必要があるだろう。

註

(1) 例えば宗族結合と「械鬪の構造」の中で海陸豐の農民運動

を位置附けた蒲豐彥氏の「地域史のなかの廣東農民運動」

『中國國民革命の研究』一九九二年、紅槍會、江北の暴動の

實證研究において、「傳統」的農村社會の「傳統」的結社の暴動と「近代」的革命運動・軍閥等の係わりを追究した三谷孝氏の「南京政權と『迷信打破運動』」（一九二八—一九二

九)『歴史學研究』四五五號、一九七八年、「紅槍會と鄉村結合」『社會的結合(シリーズ世界史への問い四)』岩波書店、一九八九年等の研究。

(2) これについては、弁納才一「農業史」『日本の中華民國史研究』汲古書院、一九九五年、參照。

(3) 拙稿「辛亥革命と蘇州鄉村」『史朋』二八號、一九九六年。

(4) 「吳門新語錄」『申報』一九二二年八月二十六日。

(5) 「吳江田業會請弛米禁之公函」(上海)同一九一四年三月二八日(以下『申報』・『民國日報』の地方通信、各地新聞、本埠新聞等は煩雜を避けるために地方名のみを擧げることにする。地方通信・蘇州・蘇州、本埠新聞→上海)。張祖蔭述「震澤之農民」『新青年』四一三、一九一八年。

(6) 喬啓明「江蘇崑山南通安徽宿縣農佃制度之比較以及改良農佃問題之建議」(金陵大學農林科農林叢刊、四九號)、一九二九年(初版は一九二六年)、五一頁。

(7) 「納稅人公會秋季會議」(常熟)『申報』一九二六年一月四日。會長の丁祖蔭は常熟城內出身で、字芝孫、清の庠生。辛亥革命後常熟民政長、民國二年には吳江縣知事となり、その後病氣で故郷に還り、常熟の郷紳として活動。藏書家としても有名である(常熟市地方志編纂委員會「常熟市志」人民出版社、一九九〇年、一〇九三頁)。

(8) 「忙漕帶徵中之人民請願聲」(江陰)同一九二六年六月一日。『沙州縣志』(張家港市地方志編纂委員會編、江蘇人民出版社、一九九二年)人物志、孫遜郡傳(八八〇頁)によ

ると、江陰の田業公會は一九二四年冬に章崇治・陳名慎等江陰の紳士によって設立されたとある。

(9) 「田業大會紀略」(崇明)同一九二五年九月二八日。

(10) 「電告借漕會議之不成」(太倉)同一九二二年五月三日。

(11) 「籌備組織田業公會」(無錫)同一九二五年二月十七日。

(12) 「華亭取消田業佃戶兩會」、「松江業佃爭持之情形」同一九二二年二月三日、二月七日。

(13) 外務省情報部編『現代支那人名鑑』大正一三年、八六七頁。

(14) 曹允源等『吳縣志』民國二三年刊、卷三一公署。蘇州社會調查處編『吳縣城區附刊』一九三二年刊、義莊。蘇州市檔案館所藏の吳縣田業銀行關係檔案一九「董事會議錄部等文件」の中に一六枚の事務員・練習生の身元保證書があるが、その中に民國一一年八月附けで丁春之が錢孟養という人物を事務員として保證しているが、丁春之の住所は大儒巷で、職業は「業田」となっている。また楊家駱編『民國名人圖鑑』第一冊(一九二七年刊)では「蘇州電氣股份有限公司經理」とあり、實業家でもあったようである。

(15) "Farm in Soochow", *Chinese Economic Journal*, Vol. 1, 1927, 1, pp. 94. 拙稿「辛亥革命と蘇州鄉村」前掲、一二頁。

(16) 蘇州の田地は東洋文庫所藏の「吳縣全境魚鱗冊」の宣統二年の附記に見られるよう公的に管業と自業に分けられ處理さ

れ、一九二〇年代後半で大體管業七、自業三の割合であったという（『開辦驗契之請示』（蘇州）『申報』一九二八年三月一日）。一九四九年の木瀆區の四郷、約九二〇〇畝の調査では、管業田が九一％であった（吳縣地方志編纂委員會編『吳縣志』江蘇古籍出版社、一九九四年、二六七頁、以下新編『吳縣志』）。一九二九年の秋勘において自業の「剔荒徵熟」について別に各區長を集めて討議していることから（『秋勘大會議』（蘇州）『申報』一九二九年一月二〇日）、管業は田業會の租棧地主、自業は鄉董等が田賦徵收率等を處理したと思われる。この時田地の大多數を所有し、司賬・催甲の管理機構を持ち、かつ大きな政治力を有する田業會の租棧地主の意見が吳縣の納稅者の「輿論」となったのである。

(17) 「縣署令勸借漕」『申報』（蘇州）一九二二年五月二日。

翌一九二三年の借漕でも「吳縣知事公署遵奉省令息借冬漕一案、本定七月十五日爲解交中交二銀行彙解之期。現在期限已過、各富戶均有借款疊至之勢、應者寥寥。雖有某某之富戶慨然允諾、然爲數不多、無濟於事。其他租棧業主、又嫌利息太輕、設詞謝卻。茲雖田業公會及縣署征糧員朱君積極進行、第不知延至何時」（『借漕應者寥寥』（蘇州）同一年七月二日）と田業公會が募集に積極的に関わっている。

(18) 「蘇人反對預借忙漕」、「田業會之對付借漕」、「四團體反對借漕電」、「借漕案已變通解決」（いずれも蘇州）同一年六月一日、一月八日、一月二日、一月三日など。

(19) 「吳縣十一年度預算案」、「田業會理事會議紀」、「十一年度預算案成立」（いずれも蘇州）同一年九月一〇日、

九月一七日、一〇月一日。

(20) 「吳縣財政委員會成立紀」、「吳縣財政委員會名單」（共に蘇州）同一年三月二四日、五月六日。

(21) 尤建霞「蘇州的地主與農民」、「蘇州文史資料選輯」第五輯（第一輯から五輯までの合本、原本は文革前年代不詳）一九九〇年、三五三頁。

(22) 「定期議辦平糶」、「討論補救農田蟲災」（共に蘇州）『申報』一九二一年一〇月二日、一九二六年一〇月二六日。

(23) 「籌設四鄉田業分會」（蘇州）同一年十一月二二日。

(24) 「市鄉田業會成立」、「市鄉田業會成立」（共に蘇州）同一年三月三日、四月二日。嚴良燦（一八七四年～一九四二年）は木瀆鎮人で醬行、糧油醬店、中藥店、精米場を經營する實業家で、彼の經營する店の營業額は木瀆鎮の半ばにもなったという。吳縣第二區の區董になり、發電所、消防車の設置、中學の創設などの社會事業にも積極的に係わったという（新編『吳縣志』前掲、一一四三～一一四四頁）。

(25) 「蘇州租務一夕話」同一年一月二五日。

(26) 「市鄉田業會組織成立」（蘇州）『民國日報』一九二二年三月二四日。

(27) 「劣董聳動鄉民把持田租紀要」（雜記）同宣統元年十月十二日（陰曆）。

(28) 「嗚呼是誰之過歟」（雜記）同宣統元年十月二十九日（陰曆）。

(29) 陶維砥等『相城小志』（民國一九年刊）卷四人物、卷五自

治選舉。

(30) 同前、卷四人物。

(31) 拙稿「永昌徐氏補論」『近きに在りて』二六號、一九九四年。

(32) 中國銀行總管理處經濟研究室『全國銀行年鑑』民國二五年版、一九三六年。なおここでは設立年を民國一〇年としているが、『申報』の記事から民國一二年（一九二二年）である。民國二六年版では民國一二年と正確な年代になっている。尤建華「蘇州的地主與農民」前掲には、「蘇州には田業銀行があり、地主の丁春芝等が組織したものである。一般の銀行業務の外に、田租の状況を熟知しているために、租田の抵押を受け附けることが、一般の銀行と違っている。また租棧と同様に收租の委託を受けることもその特徴である」とある。資本金や設置場所は不明であるが、常熟にも分行があったというが（『常熟市志』前掲、五二九～五三〇頁）、『蘇州市志』（蘇州市地方志編纂委員會編、江蘇人民出版社、一九九五年）Ⅱ及び蘇州市檔案館所蔵の職員録には、戦後の一九四六年に無錫に分行を設置したことは確認できるが、常熟の分行の記載はない。本行は觀前街二〇八號にあり、閘門に事務所があった。

(33) 「田業銀行開創立會」（蘇州）『申報』一九二二年八月五日。尤先甲は尤頤壽棧、潘祖謙は潘聰訓棧を經營し、張含樂、王眉壽棧とともに「四大船」と呼ばれた大租棧の郷紳でもあった（高岑庵「蘇州地主對農民的最後一次欺騙」『蘇州文史資料』第五輯前掲、三五七頁）。潘祖謙は字濟之で、蘇州

の名族潘氏の一員で、乾隆五八年の状態で、軍機大臣、武英殿大學士となり道光朝の樞機に係わった潘世恩の孫、馮桂芬等と太平天国鎮壓・善後處理に奔走した潘曾瑋の長子である。潘祖蔭・潘祖同は從兄に當る。清末から民國時期に尤先甲等と蘇州の郷紳として活躍した。田業銀行、田業會で總理や董事となる潘利穀（子義）、潘志清（子起）は、彼の雙子の五子、六子である（『大阜潘氏支譜』光緒三十四年刊、卷六）。

(34) 沈嘉榮主編『江蘇史綱（近代卷）』江蘇古籍出版社、一九九三年、四〇七頁。

(35) 「鄉民群集報荒」（蘇州）『申報』一九一九年七月一日。

(36) 「鄉民完租之觀望」（蘇州）同一九一九年二月七日。

(37) 「抗租案須分別辦理」（南京）同一九二〇年一月一日。

(38) 「鄉民搗毀警所」、「東橋鄉民鬧荒情形」、「集議對付鬧荒事」、「鬧荒風潮不息」、「鬧荒案愈演愈劇」、「緝獲鬧荒案犯」（いずれも蘇州）同一九二〇年一月九日、一月十一日、一月十二日、一月十三日、一月二十四日、一月二十五日。

(39) 「田業會議決減租」（蘇州）同一九二二年一月一七日。

(40) 「鄉民鬧荒風潮」（崑山）、「南京快信」同一九二二年二月三日、一九二三年一月二日。

(41) 「城紳魚肉鄉民」（蘇州）同一九二五年三月八日。

(42) 「拘獲佃戶搶劫催甲案犯」（蘇州）同一九二五年三月二四日。

(43) 「鄉農聚衆抗租風潮」、「抗租風潮和平解決」（共に蘇州）

同 一九二五年一月二日、一月二四日。

(44) 「五庫抗租之現狀」(松江) 同 一九二五年二月二日。

(45) 「蓬閣鄉民聚衆抗租」、「聚衆抗租風潮愈形擴大」(共に崑山) 同 一九二六年二月四日、二月六日。

(46) 拙稿「中國近代江南の催甲について」『史流』二九號、一九八八年。龔恩裁「無惡不作の催甲」『蘇州文史資料選輯』第五輯、前掲、三六三頁。

(47) 「吳縣公署之女看守所、前設在附近之乘馬坡巷中、自司法劃分後、該所已等廢置。該屋本係官產、近忽有人向官產事務所聲請繳價承領、事爲吳縣田業會所聞、以該所最初原爲拘留佃戶而設、將來如遇抗租頑佃擁擠時、仍須用以拘留、與他項無用官產不同、因特具函到縣、請豫轉呈南京官產總處、永遠由縣保留、以公濟公。縣署准函後、昨(七日)據情上達、請求核准矣」(田業會請留看守所)(蘇州)『申報』一九二六年二月八日)と將來欠租の佃戸の收容所として使用するかもしれない官產の保留を縣に申請してそのまま認められていることや、欠租の佃戸への「官牌」による強制執行(拙稿「東京大學東洋文化研究所收藏『徐永安棧』關係簿冊について(二)」『北海道教育大學紀要(第一部B)』三八卷二號、一九八六年、一二頁)を見ると租棧地主と縣政府との密接な關係が窺われる。

(48) 「救濟戰地之農民」(蘇州)『民國日報』一九二七年六月五日。

(49) 「黨軍大隊昨到蘇州」『申報』一九二七年三月二日。

(50) 甘蘭經「張一麐事跡略述」『蘇州文史資料選輯』九輯、一

九八二年、一五〇頁。

(51) 「蘇各機關變遷記」(蘇州)『民國日報』一九二七年三月三〇日。

(52) 馮世德(字心支)は宣統元年法科舉人で、第三期の吳縣選出の省議員。陸鴻儀(一八八〇—一九五二、字棣威)は光緒二十九年進士、翰林院編修、一九〇六年に日本に留學している。汪國庠はこの後吳縣救濟院院長となっている。この臨時行政委員會を組織する時に嚴重が張一麐宅を訪問し相談したという(毛羽滿「記蘇垣愛國耆紳張仲仁先生(下)」『蘇州文史資料選輯』第一輯、八三頁)。

(53) 「連日民衆大運動會」(松江)『民國日報』同 一九二七年三月三〇日。「黨幟下之松江」『申報』一九二七年三月二七日。

(54) 「松江市民大會紀」同 一九二七年四月三日、「縣黨部要訊一束」(松江)『民國日報』一九二七年四月八日。

(55) 「請求懲辦劣紳」(無錫) 同 一九二七年四月五日。

(56) 「懲戒鄉董之激進」、「組織人民裁判委員會之籌備」、「縣政府之政務會議」(共に無錫)『申報』一九二七年四月三日、四月六日、三月三〇日。

(57) 「閭區成立農協會」、「農民協會之組織」(共に蘇州)『民國日報』一九二七年四月八日、四月一四日。

(58) 「解散農會黨部」(江陰)『申報』一九二七年四月三日。

(59) 「縣政府布告禁約八條」(無錫) 同 一九二七年五月二日。

(60) 「嚴禁農民抗租之佈告」(無錫) 同 一九二七年五月一

日。

- (61) 一九三〇年に蒋介石派の支配が確立するまで地方黨部は何度となく「清黨」改組が行われる。例えば蘇州では次のようである。蘇州市黨部常務委員會（一九二七・三〇四、黨員千餘人）、市黨部清黨委員會（一九二七・四〇六、八一〇人）、市黨部臨時執行委員會黨務整理委員會（一九二七・六・三〇六・二七、八一〇人）、市黨部特別委員會（一九二七・七・一二、四六五人）、吳縣縣黨部臨時執監委員會（一九二七・一二、一九二八・二、千餘人）、縣黨部特別委員會（一九二八・二・五、千餘人、活動停止（一九二八・五〇六）、縣黨部指導委員會（一九二八・七・一九二九・六、三七六人）、縣黨部執監委員會（一九二九・五・一九三〇・二、三四六人）、活動停止（一九三〇・一・三）、縣黨務整理委員會（一九三〇・三・一〇、三五一人）（新編『吳縣志』前掲、七四五頁）。
- (62) 「清查黨員已完竣」（蘇州）『民國日報』一九二七年五月一四日。
- (63) 「蘇省黨部令各縣剷除土豪劣紳」『申報』一九二七年五月一六日。
- (64) 例えば「劣紳土豪之活動」（江陰）、「農民部注意農民集會」（吳江）、「土豪劣紳被捕」（崑山）、「西夏墅土豪劣紳」（常州）『民國日報』一九二七年四月二十九日、五月四日、五月一四日等。
- (65) 三谷孝「南京政權と『迷信打破運動』」（一九二八—一九二九）前掲、五〇六頁。
- (66) 例えば宜興縣における秋收蜂起は國民黨の組織を利用した蜂起であった。
- (67) 一九三〇年夏の蘇州の各機關の職員五四人中で、國民黨員は四八人に過ぎず、「以黨治國」には程遠い状況であった（『吳縣各機關之黨員』『民國日報』一九三〇年八月一六日）。また一九二九年夏には縣長の彭國彥が國家主義派として逮捕・解任される事件が起こっている（『彭國彥被捕解省』（蘇州）同一九二九年七月三〇日）。
- (68) 「農民調查第一聲」（蘇州）同一九二七年六月一四日。
- (69) 「嚴禁吮吸農民膏血」（『江蘇省公報』七號、一九二七年一〇月二七日）、「民政廳訓令縣政府」（蘇州）『民國日報』一九二七年九月一七日。
- (70) 「省農協會請撤銷吳江納稅人公會」（『江蘇省公報』一五號、一九二七年二月二日）。
- (71) 「崑山縣農協請頒租務仲裁條例」同、一六號、一九二七年二月二九日。
- (72) 「縣政府會議租米減成」（蘇州）『民國日報』一九二七年九月一四日。
- (73) 「田業收租之辦法」（蘇州）同、一九二七年一月五日。
- (74) 「禁止業主收租任意作價折銀」（『江蘇省公報』一三號、一九二七年二月八日）。
- (75) 江蘇省で實施された「二五減租」については、拙稿「江蘇二五減租—南京國民政府の成立と蘇南農村」（『阿頼耶順宏先生・伊原澤周兩先生退休記念論集 アジアの歴史と文化』汲古書院（近刊）参照。

- (76) 「王縣長向棧主息借警飭」、「息借多漕之結束」(共に蘇州)『申報』一九二七年八月三〇日、九月一九日。
- (77) 「縣政府召集借漕會議」(無錫)『民國日報』一九二七年九月二二日。
- (78) 「觀音堂鄉農民風潮」(青浦)、「楓涇鄉發生騷動」『申報』一九二七年二月一四日、一九二八年一月一三日。
- (79) 「蘇垣嚴防共黨」、「蘇州防共消息」『申報』一九二七年一月一五日、一月一六日。
- (80) 「無錫共產黨暴動詳情」、「蘇省黨部調查無錫事變報告」同一九二七年一月二二日、一月一八日。
- (81) 「縣政府飭追各鄉佃租」(蘇州)『申報』一九二八年四月三〇日。
- (82) 「縣公安局佈告催租」(蘇州)同一九二七年二月二二日。
- (83) 「王縣長嚴追佃欠」(蘇州)同一九二七年二月三〇日。
- (84) 「蘇省黨部調查宜興事變」同一九二七年一月一日。
- (85) 前掲、三五〇—三五二頁。彭東孫ら五人は一九二七年六月に吳縣農民協會籌備委員に任命されており(吳縣農民協會籌備員委定)(蘇州)『申報』一九二七年七月二三日)、この改革は一九二七年末から一九二八年初めのことと思われる。彭東孫は『申報』では彭東孫であるが、それならば蘇州の名族彭氏の一員(字紫軒、號振甲)の可能性が高い(彭文傑編『彭氏宗譜』民國一一年刊、卷一)。
- (86) 「剷除田業之苛索」(蘇州)『民國日報』一九二八年七月二日、「力米(即脚鎗)遵奉建設廳令取消、在租款項下每洋抽收四分、津貼棧司催甲」(各田業棧定期開倉)(蘇州)『申報』一九二八年一月二二日。
- (87) 「吳縣禁止私收脚米」『民國日報』一九二九年九月二十四日。
- (88) 拙稿「清末・民國期の江南の租棧經營について」『吳貽經棧・簿冊を基に』、『史流』三二號、一九九二年、七五頁。
- (89) 「江蘇省繳租暫行條例」『江蘇省公報』六二號、一九二八年二月三日。
- (90) 「各田業棧定期開倉」前掲。
- (91) 拙稿「東京大學東洋文化研究所收藏『徐永安棧』關係簿冊について(一)」『北海道教育大學紀要(第一部B)』三八卷一號、一九八七年、二八頁の表。
- (92) 「重組吳縣田業會」(蘇州)『申報』一九二八年八月一日。
- (93) 「田業會改組委員制」(蘇州)同一九二八年三月二日。
- (94) 註(92)。
- (95) 「田業會集議驗契催租」(蘇州)同一九二八年四月二二日。
- (96) 註(81)。
- (97) 民國初年から追租は司法機關でなく、行政機關の所轄となつたが、これは田業會等の蘇州の地主の意向を反映してのことであつた(拙稿「辛亥革命と蘇州鄉村」前掲、一一頁)。
- (98) 「追償佃戶欠租之解決」(蘇州)『申報』一九二八年六月二日。
- (99) 例えば崑山縣では縣政府、縣黨部、公安局、縣商會、縣農

協、地方款産經營(?) 委員會の六團體からなる崑山縣租務仲裁委員會が作られている(「租務仲裁會成立」(崑山) 同 一九二八年二月一日)。

(109) 註(90)。

(101) 「各田主開倉收租」(蘇州)『民國日報』一九二八年一月一日。

(102) 「鄉政員惠及農佃」(蘇州) 同 一九二八年一月一日。

(103) 「彭縣長維護農民」(蘇州) 同 一九二八年一月一日。

(104) 「鄉政員請求減租」(蘇州) 同 一九二八年一月一日。

(105) 「縣府籌設勸佃所」(蘇州) 同 一九二八年一月一日。

(106) 「令知吳江縣擬設佃民勸導所准備案」,「農礦廳呈報吳江業佃糾紛情形」『江蘇省公報』九六號,一九二九年三月二九

日,九八號,一九二九年四月一日。

(107) 「大批佃戶越所逃逸」,「二次脫逃大批佃戶」(共に蘇州)『申報』一九二九年二月五日,二月二十四日。

(108) 「吳縣勘災」,「吳縣被災田五十七萬畝」『民國日報』一九二九年九月二日,一〇月二七日。

(109) 「田業會決定租米折價」(蘇州)『申報』一九二九年一月一日。

(110) 「陸炳曾爲佃民請命」(蘇州) 同 一九二九年一月一日。

(111) 「業主不許組團體」『民國日報』一九二九年一月一日。

(112) 「吳縣縣黨政談話會」同 一九三〇年一月一日。

(113) 「仲裁會限佃民從速完租」(蘇州)『申報』一九二九年一月一日。

二月四日。仲裁會は一月二八日に發足している(吳縣田租仲裁會)『民國日報』一九二九年一月二八日。

(114) 天野元之助『中國農業經濟論』(改訂復刻版) 第一卷,龍溪書舍,一九七八年,三一六頁。

(115) 拙稿「東京大學東洋文化研究所收藏『徐永安棧』關係簿冊について(二)」前掲,一二頁。

(116) 「高院規定支給口糧辦法」(蘇州)『申報』一九三〇年一月二三日。

(117) 各租棧簿冊については、「日本現存の租棧關係簿冊及び魚鱗冊(目錄及び分類)」『史流』三三號,一九九三年,参照。

(118) 「徐永安棧」簿冊は、民國二三年分を除いて、納入日と納入した洋元・銅錢の額及び欠租の洋元額が記載されているだけで、折價、讓米額、米への換算額は記載されておらず、正確な納租率・欠租率は計算できない。ここでは、次のような手順で折價額を定め、納租・欠租額を算定した。①他の租棧簿冊の折價が分かっているもの。「吳貽經棧」・「費恭壽棧」・「王資敬棧」・「趙守成棧」の折價を用いて、限外は〇・一元

プラスした。一九三三年七・〇元、一元一八〇〇文、二四年六・四元、一元二二五〇文、二五年七・三元、一元二六〇〇文、二七年八・二元、一元二七〇〇文、二八年八・四元、一元二八〇〇文、二九年一〇・二元、一元二九〇〇文、三一年九・四元、一元二五〇〇文。②「徐永安棧」簿冊に折價の手がかりがあるもの。一九三〇年第一七冊松七六號に五八元、一四〇〇文で「原米八・二七一石、八成入六・六一九石」とあり、一元二七〇〇文とすれば、一石

約八・八四元となる。少し折價を高めに限内八・七元、限外八・八元とした(第二冊養義字八號(佃戸郁虎觀)に二〇元で二石五斗とあり、これでは一石八元となるが、帳簿計算では高すぎるので、八・八元を取った)。三三年、三四年は先に擧げた養義字八號に六・五元、五元の折價が記されており、これを取ったが三〇年の折價が高すぎるので、確信はないが他に史料がないので、限内外一律に三三年六・五元、一元〇〇〇文、三四年五元、一元〇二八〇〇文で計算した。③他の簿冊、「徐永安棧」簿冊に折價の手がかりがなく、『申報』等でも折價の記事がない一九二六年は、『租覈』『減租瑣議』に陶維珪が「上年收租折米之價、往往多至十圓數角者」とあり、一九二七年に『租覈』が刊行されていることから、上年は一九二六年と考え、折價を少し高めに見て、限内一〇元、限外一〇・一元、一元〇二六〇〇文と設定した。以上三通りのやり方で各年の折價を定めたため、必ずしも正確な數値ではないが、おおよその狀況を見るには有効であると思われる。

(119) 蔡樹邦「近十年來中國佃農風潮的研究」『東方雜誌』第三〇卷一〇號、一九三三年五月。

(120) 「鼓吹抗租者被捕」(蘇州)『申報』一九二八年一月二六日。

(121) 「勸追佃戸團結抗租」(蘇州)同一九二九年一月二日。

(122) 「農民要求免租」、「農人要(?)求減少還租」(共に崑山)同一九二八年二月九日、二月一四日。

(123) 「省令縣府查究抗租首要」(吳江)同一九二八年二月二三日。

(124) 「傳差催租驗遭不幸」(無錫)同一九二八年二月九日。

(125) 「佃戸延不還租之呼籲」(無錫)同一九二八年一月二五日。

(126) 「報荒吳縣鄉民請踏勘」『民國日報』一九二九年九月一八日。

(127) 「吳縣拘拿抗租案」同一九二九年一月九日。

(128) 「吳縣尹山刁民抗租」、「吳縣勸導抗租農民」同一九二九年一月二二日、一月二六日。

(129) 「農民抗租風潮平息」同一九二九年二月二九日、「洞庭西山鬧租風潮」(蘇州)『申報』一九二九年二月二八日。

(130) 「拘獲抗租主要犯」(蘇州)同一九三〇年一月四日。

(131) 「常州抗租案」『民國日報』一九二九年一月六日、「天寧寺佃租糾紛之集訊」(常州)『申報』一九二九年一月一七日。

(132) 「緝獲抗租農民」(吳江)『申報』一九二九年一月三日。

(133) 「吳縣無農人報荒」『民國日報』一九三〇年一月二四日。

(134) 「吳縣昨啓征冬漕」同一九二九年二月二〇日。

(135) 「忙漕定期啓征」(蘇州)『申報』一九三〇年二月七日。

(136) 同前。

authorship of *Jin ping mei*, we know that early manuscripts of the novel circulated among Wang Shi-zhen's friends. It seems almost certain that Wang had some connection with the novel.

ON THE CONDITIONS OF FARM TENANCY IN SUZHOU 蘇州 IN THE 1920'S

NATSUI Haruki

The aim of this paper is to clarify the existing conditions, and their transformation, of farm tenancy in Suzhou in the 1920's. This paper also aims to make clear the influence of policies implemented in 1927 by the Nanjing 南京 Nationalist Government in regard to the conditions of farm tenancy.

After the Xinhai 辛亥 Revolution, an association of land holders known as Tianyehui 田業會, which played an important role in the collection of land tax, combined with the local government to create a powerful system to collect farm rents. As the income of landowners derived from farm rent increased, the amount of tax incurred with landlords was substantially less than previously. As a result, in the first half of the 1920's, the management of landowners in Suzhou was strengthened.

The Suzhou area had not experienced any disorder during the Nationalist Revolution, however, the establishment of the Nationalist Government in Nanjing in 1927 had a great impact on the conditions of farm tenancy. In adopting the policy of "reduction of farm rent by one quarter", the local government served in effect intervened to assist and incite peasants who had been exploited by powerful landowners. The local government also began to collect more money from landowners to spend for modernization. After 1927, the system for the collection of farm rents become partially inoperable, and the struggle between tenants and landlords became much more intense. At this time, the income of landowners in general was also reduced.